

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町西吉地字竹本 2126 の 3、2126 の 9、2126 の 10、2126 の 12、2126 の 14、2129、2130、2134 の 1、2134 の 2、2136 の 1、2136 の 2、2138 の 1、2138 の 2、2139、2141、2147 の 1、2147 の 2、字簾置 2595、字地蔵口 2772、2774 の 3
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹本 2126 の 9、2126 の 12（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町西吉地字高塚 490 の 1、491 の 2、491 の 3、510、511、513、515、517 の 1、518、522、523 の 1、523 の 3、526、528 の 2、531 の 1、532 の 1、532 の 2、532 の 4、532 の 5、533 の 3 から 533 の 5 まで、533 の 14、533 の 18、536、540 の 2、546 の 2、547 の 2、548 の 1、548 の 2、551、554 の 2、555、572、574
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年5月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市龍門字大野 782、788 の 1、790 の 1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大野 788 の 1・790 の 1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字川頭 1695、1696、字村上 1701 から 1703 まで
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川頭 1695、1696
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。